

株式会社ポーラスター  
「一般事業主行動計画」  
《次世代育成支援対策促進法に基づく行動計画》

労働者が仕事と子育てや生活の調和を図り、働きやすい職場環境作りに取り組み全ての労働者がその能力を十分発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

(目標 1)

妊娠中や出産後の女性労働の健康の確保について、労働者に制度の周知や情報提供を行う。

(対策)

令和6年4月～ 出産・育児に入るまでの過程、給付・免除制度、育休明けに活用できる制度を対象者に向け説明を行う。

(目標 2)

男性従業員の子育て目的の休暇の取得促進と、育児休業取得率のアップを目指す。

(対策)

令和6年4月～ 男性社員へ育児休業制度に関する周知を積極的に行う。

(目標 3)

育児休業を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための取り組みを行う。

(対策)

働き続けて行く上で悩みや心配事について相談に乗り助言する継続的なサポート。希望する労働者に対する職務や勤務場所による限定の制度および、始業・就業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施。